

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則  
新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

（下線部が変更箇所）

変 更 案	現 行
<p>第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、<u>数値や根拠などの条件を同じくするものが存在するときは、自社又は他社に条件を同じくするものが存在する旨を明瞭に表示するものとする。</u></p> <p>2 <u>数値や根拠などの条件を比較すべきものが他社に存在しない場合は、規約第7条第1号の「ランキング表示」を行ってはならないものとする。</u></p>	<p>第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、<u>自己若しくは自己の供給する新車と同順位のものほかにも存在するとき又は比較対象が自己のものに限定されているときは、自己の順位を表示してはならないものとする。</u></p>